

# **西東京市子育て・子育てワイワイプラン**

**（平成 27 年度～平成 36 年度）**

## **第 6 章 子ども・子育て支援事業計画**

**（平成 27 年度～平成 31 年度）**

**（平成 30 年 3 月改定）**

**西東京市**

## 第6章 子ども・子育て支援事業計画 （平成30年3月 改定）

### 【計画改定の趣旨】

平成27年3月に策定した「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（以下、「ワイワイプラン」という。）」は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した内容であり、ワイワイプランの第6章が本市の子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）となっています。

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度の5年間であり、この度、中間年度となる平成29年度に見直しを行い、平成30・31年度の計画内容を改定しました。

### 【主な改定内容】

#### ◆ 4ページ

計画期間の児童人口を記載しています。平成27～29年度は実績値を記載し、平成30・31年度は平成29年10月に作成した本市の人口推計により示しています。平成27年3月の本計画策定時に比べ児童人口が増加しており、平成31年度をピークと見込んで推移しています。

#### ◆ 6・7ページ

教育・保育の「量の見込み」及び「確保の内容」について、新たな児童人口の推計等を考慮し、平成30・31年度の数値を変更しています。

※平成29年度の数値は、平成28年度に見直しを行ったものであり、平成27年度3月策定の子ども・子育て支援事業計画とは異なります。

#### ◆ 9～15ページ

地域子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」及び「確保の内容」について、平成30・31年度の数値等を変更しています。

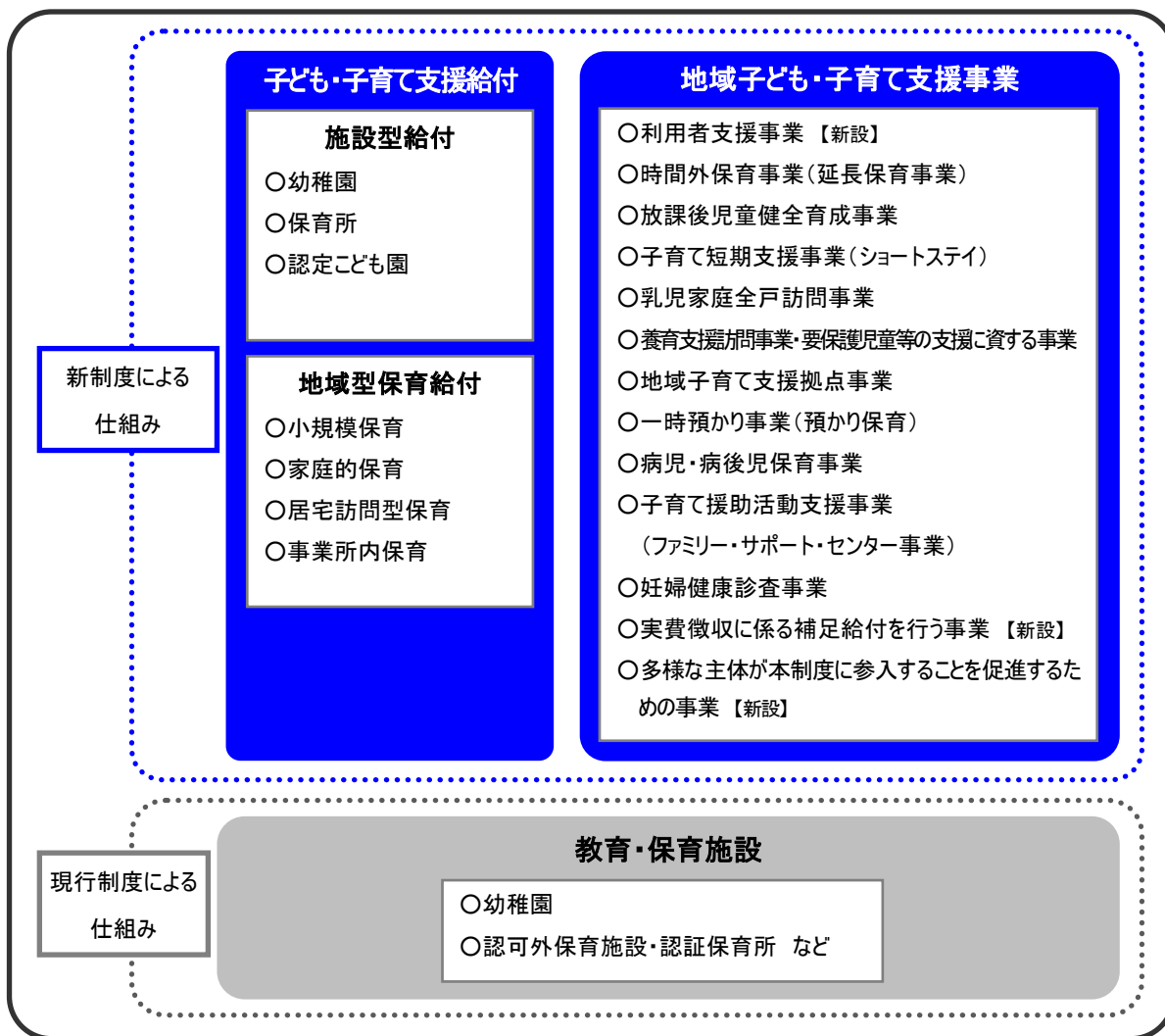
#### ◆ 11ページ

「養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業」について、現在実施している産前・産後の支援を目的とする訪問事業を計画に位置付けたことにより、平成30・31年度の「量の見込み」及び「確保の内容」の数値を増加しています。

## 第1節 子ども・子育て支援事業計画とは

国の法律である「子ども・子育て支援法」は、平成24年に制定され、平成27年度から、この法律による新しい子育て支援の制度（以下「新制度」といいます。）が本格的に導入されることになっています。新制度では、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の制度により、子どもや子育て家庭の支援を行います。この章では、これらの給付・事業の需要（量の見込み）と供給（確保方策）について定めます。

>> 子ども・子育て支援新制度の全体像



また、新制度の下では、保護者から教育・保育の利用申請があった子どもについて、市町村は、子どもの年齢や保育の必要性から、次の3区分（1号・2号・3号）に認定します。教育・保育の量の見込みは、これらの区分ごとに算出することとなっています。

#### >> 認定区分と提供施設

|                |        | 1号認定                     | 2号認定                   |                        | 3号認定     |
|----------------|--------|--------------------------|------------------------|------------------------|----------|
|                |        | 3歳以上                     | 3歳以上                   |                        | 3歳未満     |
| 対象となる子ども       |        | 保育の必要性なし<br>(幼児期の学校教育のみ) | 保育の必要性あり<br>(教育のニーズあり) | 保育の必要性あり<br>(教育のニーズなし) | 保育の必要性あり |
| 利用<br>施設<br>可能 | 幼稚園    |                          |                        |                        |          |
|                | 保育所    |                          |                        |                        |          |
|                | 認定こども園 |                          |                        |                        |          |
|                | 地域型保育  |                          |                        |                        |          |

## 第2節 教育・保育の提供区域の設定

この章では、国の「子ども・子育て支援法」及び「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に沿って、平成27年度から平成31年度までの5年間に於ける、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に係る「量の見込み」と、これに対応した供給を行うための「確保の内容」と「実施時期」を定めます。

「量の見込み」は、就労が希望どおりにかなうことを前提として、実際の利用希望に加え、潜在的な利用希望も加えた需要を示しています。中間年の見直し前の「量の見込み」の算出は、平成25年10月に本市が実施したアンケート調査の結果を、国の手引書により分析し、さらに本市独自の設問や実績との比較を考慮することにより行いました。今回の改定では、これまでの計算に用いていた人口推計を新たな人口推計に更新し、算出し直しました。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」という。）」を定めることとなっています。この提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅から容易に移動して施設等を利用することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。この提供区域は、地域子ども・子育て支援事業にも共通の区域設定とすることが基本とされています。

本市は、鉄道やバスによる交通網が発達しており、平坦で海岸部や山間部がなく自転車等での市内の移動も比較的容易で、幼稚園・保育所も市内全域に配置されており、地域ごとに大きな偏在がないことから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、市域全体を1つの提供区域として設定します。

なお、市域全体を1つの提供区域としますが、新しく生じる需要や利用状況の変化による各地域の課題に応じて、施設整備を検討する等の適正な対応を図ってまいります。

### 第3節 計画期間における児童人口の推計について

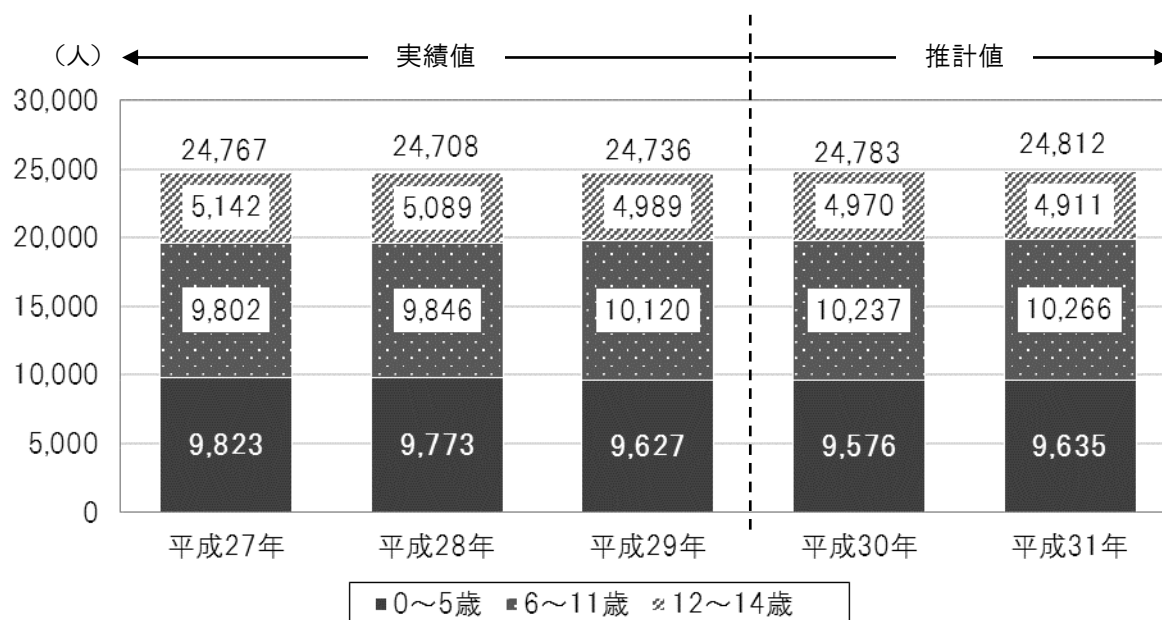
西東京市では、第2次総合計画・後期基本計画の策定に併せ、平成29年10月に人口推計を作成しました。計画期間中の児童人口の推計結果は以下のとおりとなります。児童人口は、平成31年度に24,812人に増加するものの、その後は減少傾向となります。

今回の計画改定では、新たな人口推計を用いて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出しています。これまでの実績等を考慮しながら、必要に応じて「確保の内容」等の見直しの検討を行います。

#### >> 児童人口の推移及び推計

単位（人）

|        | 実績     |        |        | 推計     |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 27年度   | 28年度   | 29年度   | 30年度   | 31年度   |
| 0～5歳   | 9,823  | 9,773  | 9,627  | 9,576  | 9,635  |
| 6～11歳  | 9,802  | 9,846  | 10,120 | 10,237 | 10,266 |
| 12～14歳 | 5,142  | 5,089  | 4,989  | 4,970  | 4,911  |
| 合計     | 24,767 | 24,708 | 24,736 | 24,783 | 24,812 |



※平成27・28年実績値は統計にしようきょう、平成29年実績値は平成29年10月1日人口の実績

## 第4節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

新制度による教育・保育については、施設型給付の対象となる施設と、地域型保育給付の対象となる施設とがあります。一方で、幼稚園については、これらの給付によらず、従来どおりの私学助成による運営も可能となっています。

ここでは、本市に在住する子どもの教育・保育の需要と、その供給（提供体制、確保の内容等の確保方策）について、定めます。

### 【施設型給付の対象となる施設】

- ・幼稚園：幼児期の学校教育を行う施設
- ・保育所：利用定員が20人以上で、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことを目的とした児童福祉施設
- ・認定こども園：幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設

### 【地域型保育給付の対象となる施設】

- ・小規模保育：3歳未満の子どもを対象とし、利用定員6人以上19人以下で、施設において保育を行う事業
- ・家庭的保育：3歳未満の子どもを対象とし、利用定員5人以下で、家庭的保育者（保育ママ）の居宅などにおいて保育を行う事業
- ・居宅訪問型保育：3歳未満の子どもを対象とし、1対1で、保育を必要とする子どもの居宅において保育を行う事業
- ・事業所内保育：3歳未満の子どもを対象とし、会社等の事業所の施設において、従業員の子どもと、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

### 【教育・保育の量の見込みと確保の内容】

教育・保育の量の見込み（潜在的な需要を含むニーズです。）及びその確保方策は、次ページのとおりです。平成32年4月までに待機児童の解消を目指します。

なお、確保方策の実施にあたっては、補助制度や保育料などの見直しを図ることによる財源の確保を前提として、財政の見通しを踏まえ、取り組みを進めます。

## &gt;&gt; 教育・保育の量の見込み及び確保の内容

単位：人

|                         |     |                        | 平成 27 年度    |             |             |           |             | 平成 28 年度    |             |             |           |             |
|-------------------------|-----|------------------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|
|                         |     |                        | 1 号         | 2 号         | 2 号         | 3 号       |             | 1 号         | 2 号         | 2 号         | 3 号       |             |
|                         |     |                        | 3-5 歳<br>教育 | 3-5 歳<br>教育 | 3-5 歳<br>保育 | 0 歳<br>保育 | 1-2 歳<br>保育 | 3-5 歳<br>教育 | 3-5 歳<br>教育 | 3-5 歳<br>保育 | 0 歳<br>保育 | 1-2 歳<br>保育 |
| ①量の見込み<br>(必要利用定員総数)    |     |                        | 2,213       | 2,406       |             | 424       | 1,562       | 2,172       | 2,363       |             | 417       | 1,538       |
|                         |     |                        |             | 351         | 2,055       |           |             |             | 345         | 2,018       |           |             |
| 総数                      |     |                        | 2,564       |             | 2,055       | 1,986     |             | 2,517       |             | 2,018       | 1,955     |             |
| 確保の内容                   | 総 数 |                        | 2,316       |             | 1,817       | 1,515     |             | 2,377       |             | 1,933       | 1,716     |             |
|                         | 小 計 |                        | ----        |             | ----        | 321       | 1,194       | ----        |             | ----        | 371       | 1,345       |
|                         | 内 訳 | ②特定教育・保育<br>施設 (定員数)   | ----        |             | 1,753       | 1,071     |             | ----        |             | 1,861       | 1,158     |             |
|                         |     | 詳細                     | ----        |             | ----        | 199       | 872         | ----        |             | ----        | 219       | 939         |
|                         |     | ③小規模保育・家庭<br>的保育 (定員数) | ----        |             | ----        | 123       |             | ----        |             | ----        | 290       |             |
|                         |     | 詳細                     | ----        |             | ----        | 31        | 92          | ----        |             | ----        | 71        | 219         |
|                         |     | ④認証保育所等<br>(定員数)       | ----        |             | 64          | 321       |             | ----        |             | 72          | 268       |             |
|                         |     | 詳細                     | ----        |             | ----        | 91        | 230         | ----        |             | ----        | 81        | 187         |
|                         |     | ⑤現行の幼稚園<br>(確保数)       | 2,316       |             | ----        | ----      |             | 2,377       |             | ----        | ----      |             |
| 【参考値】<br>現行の幼稚園 (受入可能数) |     |                        | 3,463       |             | ----        | ----      |             | 3,463       |             | ----        | ----      |             |
|                         |     |                        | 平成 29 年度    |             |             |           |             | 平成 30 年度    |             |             |           |             |
|                         |     |                        | 1 号         | 2 号         | 2 号         | 3 号       |             | 1 号         | 2 号         | 2 号         | 3 号       |             |
|                         |     |                        | 3-5 歳<br>教育 | 3-5 歳<br>教育 | 3-5 歳<br>保育 | 0 歳<br>保育 | 1-2 歳<br>保育 | 3-5 歳<br>教育 | 3-5 歳<br>教育 | 3-5 歳<br>保育 | 0 歳<br>保育 | 1-2 歳<br>保育 |
| ①量の見込み<br>(必要利用定員総数)    |     |                        | 2,350       | 2,556       |             | 400       | 1,556       | 2,327       | 2,561       |             | 416       | 1,553       |
|                         |     |                        |             | 373         | 2,183       |           |             |             | 446         | 2,115       |           |             |
| 総数                      |     |                        | 2,723       |             | 2,183       | 1,956     |             | 2,773       |             | 2,115       | 1,969     |             |
| 確保の内容                   | 総 数 |                        | 2,723       |             | 2,067       | 1,844     |             | 2,773       |             | 2,096       | 1,880     |             |
|                         | 小 計 |                        | ----        |             | ----        | 403       | 1,441       | ----        |             | ----        | 398       | 1,482       |
|                         | 内 訳 | ②特定教育・保育<br>施設 (定員数)   | ----        |             | 1,992       | 1,220     |             | ----        |             | 2,026       | 1,260     |             |
|                         |     | 詳細                     | ----        |             | ----        | 228       | 992         | ----        |             | ----        | 234       | 1,026       |
|                         |     | ③小規模保育・家庭<br>的保育 (定員数) | ----        |             | ----        | 348       |             | ----        |             | ----        | 340       |             |
|                         |     | 詳細                     | ----        |             | ----        | 95        | 253         | ----        |             | ----        | 94        | 246         |
|                         |     | ④認証保育所等<br>(定員数)       | ----        |             | 75          | 276       |             | ----        |             | 70          | 280       |             |
|                         |     | 詳細                     | ----        |             | ----        | 80        | 196         | ----        |             | ----        | 70        | 210         |
|                         |     | ⑤現行の幼稚園<br>(確保数)       | 2,723       |             | ----        | ----      |             | 2,773       |             | ----        | ----      |             |
| 【参考値】<br>現行の幼稚園 (受入可能数) |     |                        | 3,463       |             | ----        | ----      |             | 3,463       |             | ----        | ----      |             |

(次のページへ続きます)

|                         |     |                        | 平成 31 年度    |             |             |           |             |
|-------------------------|-----|------------------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|
|                         |     |                        | 1 号         | 2 号         | 2 号         | 3 号       |             |
|                         |     |                        | 3-5 歳<br>教育 | 3-5 歳<br>教育 | 3-5 歳<br>保育 | 0 歳<br>保育 | 1-2 歳<br>保育 |
| ①量の見込み<br>(必要利用定員総数)    |     |                        | 2,244       | 2,803       |             | 417       | 1,550       |
|                         |     |                        |             | 546         | 2,257       |           |             |
| 内訳<br>総数                |     |                        | 2,790       |             | 2,257       | 1,967     |             |
| 確保の内容                   | 総 数 |                        | 2,790       |             | 2,200       | 1,952     |             |
|                         | 小 計 |                        | ----        |             | ----        | 410       | 1,542       |
|                         | 内 訳 | ②特定教育・保育<br>施設 (定員数)   | ----        |             | 2,130       | 1,332     |             |
|                         |     | 詳細                     | ----        |             | ----        | 246       | 1,086       |
|                         |     | ③小規模保育・家庭<br>的保育 (定員数) | ----        |             | ----        | 340       |             |
|                         |     | 詳細                     | ----        |             | ----        | 94        | 246         |
|                         |     | ④認証保育所等<br>(定員数)       | ----        |             | 70          | 280       |             |
|                         |     | 詳細                     | ----        |             | ----        | 70        | 210         |
|                         |     | ⑤現行の幼稚園<br>(確保数)       | 2,790       |             | ----        | ----      |             |
| 【参考値】<br>現行の幼稚園 (受入可能数) |     |                        | 3,463       |             | ----        | ----      |             |

【参考値】  
  
平成 28 年度の幼稚園の認可定員数  
： 3,463 人  
  
平成 28 年度（4 月 1 日時点）の  
保育施設（認可・認証等）の定員数  
： 3,444 人

表の注釈：

①量の見込み：国の算出式により、保護者のうち就労を希望する方の就労率が、平成 27 年度から平成 31 年度まで継続的に 100%である場合を想定して、潜在的な需要を含めて算出しています。平成 29 年度の値は、人口ビジョン（平成 27 年度作成）により平成 28 年度中に見直しを行った数値に更新しています。また、平成 30・31 年度の値は、新たな人口推計（平成 29 年度作成）により算出した数値としています。

②特定教育・保育施設（定員数）：現状では認可保育所のことです。将来的に、認定こども園や新制度による幼稚園があれば、ここに記載することとなります。なお、定員数には、弾力化による人数を含まない人数を表示しています。

③小規模保育・家庭的保育（定員数）：小規模保育又は家庭的保育で確保する人数です。

④認証保育所等（定員数）：現在の家庭的保育・定期的利用保育・認証保育所が、認可保育所及び地域型保育事業の小規模保育・家庭的保育へ移行することを見込んで、設定しています。

⑤現行の幼稚園（確保数）：確保数は、各年度の量の見込みに対応した人数です。平成 30 年度以降の受入人数は、量の見込みにかかわらず、【参考値】の人数まで可能です。

【参考値】現行の幼稚園（受入可能数）：現時点における幼稚園の認可定員数で、受入れ可能な最大人数です。

前頁の表に示した量の見込みに対しては、2号・3号認定（0歳から5歳まで）に係る保育について認可保育所の新設により対応しつつ、待機児童が最も多い3号認定（0歳から2歳児）について地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育）を主として整備をすすめ、教育（幼稚園）の希望が強い2号認定については幼稚園の預かり保育の充実を図ることにより対応し、待機児童の解消を目指します。

教育・保育施設の確保については、民間の教育・保育提供事業者の協力が不可欠となります。市は、今後、教育・保育提供事業者の意向を尊重しつつ、協議・調整の上、子どもにとって最善の利益を実現できるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用や新規施設の設置を、進めていきます。

これらの量の拡大を行う際、次の施策・事業を実施することにより、質を担保していきます。

- ① 教育の質の確保に資するため、幼稚園に通園する保護者への支援と、教育施設の事業者への支援を、引き続き実施します。
  - \*保護者への就園奨励費の継続
  - \*私立幼稚園への助成の継続
- ② 教育施設における一時預かり・預かり保育の拡充を図るため、補助金等の支援を継続し、国や東京都に要望していきます。
  - \*一時預かり・預かり保育を拡充するための補助金等支援の検討
- ③ 待機児童を解消するため、保育所や地域型保育事業の整備を進めるとともに、認証保育所の事業者及び保護者への支援の継続を図るとともに、認証保育所制度の継続を東京都に要望していきます。
  - \*認証保育所の事業者及び保護者への支援継続の検討
- ④ 子どもの発達を切れ目なく支援するため、2歳で卒園し、3歳から新たな教育・保育施設に通うことになる子どもたちが円滑に移行できるよう、地域における教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図り、幼稚園教諭と保育士の合同研修会の開催等を検討します。
  - \*保育・地域支援の質の確保と向上
  - \*連携施設の確保
- ⑤ 市内で新規に保育所を開設した事業者に対して、市の設備・運営に関する指針を示すとともに、その保育所に雇用される保育士・保育従事者への研修を実施し、保育の質の確保を図ります。
- ⑥ 保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れることができるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用を図るとともに、幼稚園の意向を踏まえた上で、預かり保育の充実による認定こども園の整備に向けた基盤づくりを進め、国や東京都の制度の動向に留意しながら、認定こども園の普及を図ります。

## 第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

### (1) 利用者支援事業

新制度で新たに位置づけられた事業です。市民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者に情報提供し、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。

利用者支援は、市役所田無庁舎に総合窓口を設置し、地域子育て支援推進員を配置することにより実施していきます。地域連携は、「子ども家庭支援センターのどか」がその機能と役割を担い、「地域子育て支援センター」など関係機関とのネットワークを活用して、一体となって実施していきます。

サービスを探している方に必要な情報が届くよう、また、既存の施設やサービスを最大限に活用していただけるよう、利用希望とサービスとをコーディネートするとともに、地域の子育てサークル・団体の提供するサービスを含めて、広く情報提供していきます。

|       | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み | 1 か所        | 1 か所        | 1 か所        | 1 か所        | 1 か所        |
| 確保の内容 | 1 か所        | 1 か所        | 1 か所        | 1 か所        | 1 か所        |

【参考値：平成 28 年度実績 1 か所】

### (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所に在園する子どもについて、保護者の就労時間の延長などにより通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

保育所全園において延長保育を実施し、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

|       | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み | 1,440 人     | 1,420 人     | 1,390 人     | 1,500 人     | 1,510 人     |
| 確保の内容 | 1,440 人     | 1,420 人     | 1,390 人     | 1,500 人     | 1,510 人     |

【参考値：平成 28 年度実績 1,494 人】

### (3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）は、小学生のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、児童館や学校の余裕教室、専用施設で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。現在、33 か所の施設において実施しています。

一方、保護者の就労にかかわらず利用できる「放課後子供教室」は、地域の方々の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する事業です。現在、遊び場開放は全小学校で、学習活動の機会提供（学習支援、体験活動）は8校で実施しています。

今後も、地域のニーズに合わせて学童クラブの充実を図るとともに、児童館・児童センターの活用や放課後子供教室との連携により放課後の居場所づくりを進めて、量の見込みに対応する提供体制を確保します。また、提供体制の確保にあたっては、各事業の運営方法などを十分検証・検討し、適切な居場所づくりの充実に努めます。

|       |           | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み | 内 訳 低学年   | 1,840 人     | 1,790 人     | 1,740 人     | 1,880 人     | 1,830 人     |
|       | 高学年       | 480 人       | 480 人       | 470 人       | 480 人       | 500 人       |
|       | 総 数       | 2,320 人     | 2,270 人     | 2,210 人     | 2,360 人     | 2,330 人     |
| 確保の内容 | 総 数       | 2,120 人     | 2,120 人     | 2,110 人     | 2,330 人     | 2,330 人     |
|       | 内 訳 学童クラブ | 2,120 人     | 2,070 人     | 2,020 人     | 2,160 人     | 2,110 人     |
|       | その他の事業    | 0 人         | 50 人        | 90 人        | 170 人       | 220 人       |

【参考値：平成 28 年度 学童クラブ実績 1,933 人、その他の事業実績 57 人】

### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や介護などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設で、子どもの保護を行う事業です。

本市では、市内にある児童養護施設に委託して、実施しています。今後も、引き続き同様の提供体制を確保します。

|       | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み | 410 人日      | 400 人日      | 390 人日      | 420 人日      | 430 人日      |
| 確保の内容 | 550 人日      | 550 人日      | 550 人日      | 810 人日      | 810 人日      |

【参考値：平成 28 年度実績 170 人日】

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭に、保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

|       | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み | 1,510 人     | 1,490 人     | 1,460 人     | 1,490 人     | 1,470 人     |
| 確保の内容 | 1,510 人     | 1,490 人     | 1,460 人     | 1,490 人     | 1,470 人     |

【参考値：平成 28 年度実績 1,462 人】

## (6) 養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業

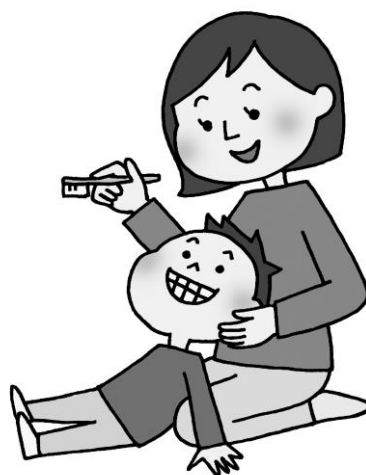
児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援のほか、産前・産後の支援を目的とする訪問事業も行います。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性及び連携の強化等を行います。

虐待を予防するためには早期発見・早期対応が重要ですので、職員体制をさらに充実させ、支援体制づくりを進めていきます。

|       | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み | 16 人        | 16 人        | 15 人        | 84 人        | 84 人        |
| 確保の内容 | 16 人        | 16 人        | 15 人        | 84 人        | 84 人        |

【参考値：平成 28 年度 養育支援実績 3 人】



## (7) 地域子育て支援拠点事業

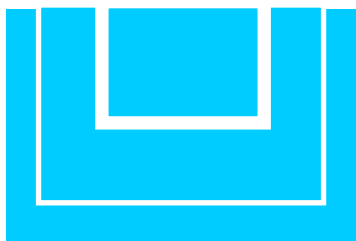
「地域子育て支援センター」や児童館等において、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

「地域子育て支援センター」5 か所、児童館 11 か所、子育て広場2か所で実施し、量の見込みに対応する提供体制を確保します。

利用者の利便性を高めるため、多様なサービスの中から拠点事業を選ぶことができるよう、幼稚園や子育てサークル・団体のサービスを活用し、拠点事業の拡充を図ります。

|             | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み       | 89,670 人日   | 88,290 人日   | 86,830 人日   | 90,950 人日   | 88,990 人日   |
| 確保の内容       | 89,670 人日   | 88,290 人日   | 86,830 人日   | 90,950 人日   | 88,990 人日   |
| 確保の方策(実施施設) | 18 か所       | 18 か所       | 18 か所       | 18 か所       | 18 か所       |

【参考値：平成 28 年度実績 107,594 人日・18 か所】



## (8) 一時預かり事業（預かり保育）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園や保育所などにおいて一時的な預かりを行う事業です。

### ①幼稚園（1号・2号）の一時預かり事業について

1号については、利用実績が量の見込みを上回っているため、現状の事業を継続し、量の見込みに対応する提供体制を確保します。

2号については、就労家庭が幼稚園へ入園可能となるように、長期休暇中の一時預かりを含めて、一時預かりの充実を図り、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

### ②その他（幼稚園以外）の一時預かり事業について

＊ 保育所における一時預かり事業・・・現在実施している保育所と新設保育所とで実施し、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

また、利用希望が多い一方で、キャンセル時の取扱いなど予約方法に課題があることから、より効率的な事業運営を図るため、見直しを検討していきます

＊ ファミリー・サポート・センター事業・・・サポート会員養成講習会の見直しなどを行う事によりサポート会員を増やし、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

＊ 一時預かり事業のさらなる拡充を図るため、民間事業者や子育てサークル・団体が施設において行う事業の活用について、検討していきます。

|            | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 幼稚園（1号・2号） |             |             |             |             |             |
| 量の見込み      | 1号          | 12,010 人日   | 11,790 人日   | 11,560 人日   | 12,710 人日   |
|            | 2号          | 69,000 人日   | 67,740 人日   | 66,410 人日   | 73,020 人日   |
| 確保の内容      |             | 32,150 人日   | 52,060 人日   | 78,680 人日   | 85,730 人日   |
| その他（幼稚園以外） |             |             |             |             |             |
| 量の見込み      |             | 31,620 人日   | 31,100 人日   | 30,580 人日   | 33,130 人日   |
| 確保の内容      |             | 18,580 人日   | 22,450 人日   | 26,680 人日   | 29,700 人日   |

【参考値：平成 28 年度実績 幼稚園（1号・2号）64,843 人日、その他 15,361 人日】

## (9) 病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気となった児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

関係団体との調整、医療設備の整備など実施に向けた課題を整理検討しながら、既存施設の定員増、新規施設の設置、認可保育所での実施などにより、提供体制の確保に努めます。

また、既存施設の時間延長等のサービス拡充については、子どもの心身の負担と、保護者の事情等について議論しつつ、検討していきます。

|       | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み | 6,860 人日    | 6,740 人日    | 6,610 人日    | 7,100 人日    | 7,150 人日    |
| 確保の内容 | 2,930 人日    | 2,930 人日    | 2,930 人日    | 4,100 人日    | 5,860 人日    |

【参考値：平成 28 年度実績 2,897 人日】



## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（ファミリー会員）と、支援を行うことを希望する者（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

サポート会員養成講習会の見直しなどを行う事によりサポート会員を増やし、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

|       | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み | 低学年         | 16,800 人日   | 16,330 人日   | 15,910 人日   | 17,200 人日   |
|       | 高学年         | 2,340 人日    | 2,340 人日    | 2,340 人日    | 2,390 人日    |
| 確保の内容 |             | 5,760 人日    | 8,350 人日    | 11,170 人日   | 14,230 人日   |

【参考値：平成 28 年度 2,843 人日】

## (11) 妊婦健康診査事業

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。

現在と同様に、契約医療機関で個別健診を実施し、提供体制を確保します。

|       | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 量の見込み | 1,480 人     | 1,460 人     | 1,430 人     | 1,460 人     | 1,440 人     |
| 確保の内容 | 1,480 人     | 1,460 人     | 1,430 人     | 1,460 人     | 1,440 人     |

【参考値：平成 28 年度 1,414 人】

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活に困窮する保護者が教育・保育施設等に支払うべき物品の購入費等を、助成する事業です。

国が示した事業の実施要綱に基づき、対象者に対して助成します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

市の地域子育て支援推進員が巡回指導・相談を行う等、新規施設に対する支援を行うとともに、所管課窓口での手続きに係る支援や助言等を行います。

また、参入の意思がある子育て支援団体等の質の向上に対する支援の検討については、計画の見直しの中で、市民ニーズを踏まえ改めて検討してまいります。

**西東京市子育て・子育てワイワイプラン**

**第6章 子ども・子育て支援事業計画**

**平成30年3月 改定**

西東京市子育て支援部子育て支援課

〒188-8666

東京都西東京市南町五丁目6番13号

電話番号：042-460-9841